

# 日本機械学会におけるバナー広告の取扱規定

2007年12月11日 理事会承認

2009年1月13日 理事会一部変更

2015年3月24日 理事会一部変更

## (目的)

1. この規定は、日本機械学会（以下本会）が本会ホームページに掲載する広告（以下バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

## (責任)

2. バナー広告の内容に対する責任は、広告主が負う。本会はバナー広告の内容に対する一切の責任を有しない。

## (掲載場所)

3. バナー広告の掲載場所は、支部・部門・センター等のホームページを含め、本会トップページ以下全てのページとする。（本会以外のサーバで運用されているページも含む。）

## (掲載基準)

4. 「日本機械学会誌、日本機械学会ホームページ等の広告掲載・登載基準」に規定されている内容に抵触するバナー広告は掲載しない。  
上記基準に規定されている内容以外の事項が生じた場合は、その都度、本会広報情報理事会において審議する。

## (掲載内容の確認)

5. 掲載内容は、本会広報情報理事会において確認し、広告主へ報告する。

## (契約)

6. バナー広告の契約ならびに掲載料金の請求は本会が行う。掲載料金は別に定める。

## (掲載料の配分)

7. 支部・部門に掲載されたバナー広告は、その掲載料の70%を当該支部・部門に配分する。但し、講演会等に於いて、講演論文集への広告掲載や機器展示等の付加サービスとしてバナーの掲載を行なう場合は、この限りではない。

## (掲載の延長)

8. バナー広告掲載を延長する時は、掲載期限の1箇月前までに本会に申し出る。

## (掲載場所の移動)

9. 契約期間中における掲載場所の移動は認めない。（同時複数掲載は妨げない。）

## (変更の申し出)

10. 広告主は、バナー広告のリンク先等を変更した場合、速やかに本会へ申し出る。

附 則 本規定の変更は2015年4月17日から施行する。